北条地区タウンミーティングでいただいた意見と市の対応

『テーマ：北条地区のまちづくりについて』　平成28年10月28日（金）19：00～

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ☆ | 意　見　の　内　容 | 対応可能性と対応時期 | 対応策または不可能な理由等 | 担当課 |
| 1 | 　北条港は昔からたばこのポイ捨てが多いが、松山市のたばこポイ捨て禁止区域にするにはどのようにすれば認めてもらえるのか。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 松山市では平成１５年に「松山のまちをみんなで美しくする条例」を定め、北条港をはじめ、道路や公園など市内全ての公共の場所を、たばこを含めたごみのポイ捨て禁止区域としています。そのため、松山市では「ごみのポイ捨て禁止」看板をご要望に応じて無料で配布し、ごみのポイ捨てが多い場所に設置していただくことでポイ捨て抑制に努めるとともに、地元の皆さんの協力を得て市民のモラルの向上に努めています。「ごみのポイ捨て禁止」看板配布のご希望がありましたら、環境モデル都市推進課までご連絡ください。　今後もこうした情報を基に、現地確認を迅速に行い、状況に応じて周知・啓発を行っていきます。 | 環境モデル都市推進課伊藤 彰規089-948-6434 |
| 2 | 　北条は働く場所が少ないので、大手企業を誘致するなど、地元雇用をもっと進めてもらい、子どもたちが地元に残れるよう行政としても考えてもらいたい。 | ■可　能■対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能□その他 | 雇用を増やすために、企業の誘致に積極的に取り組み、市長自らが直接現場に赴き説明するなど、松山市の魅力を伝えることで、誘致につなげています。今後も県と連携し、松山に本社がある企業の関連会社の誘致を進めるとともに、北条地域の企業にも設備投資を拡大し、雇用を増やしていただけるように働きかけていきます。 | 地域経済課織田　太一郎089-948-6549 |
| 3 | 　地域づくりのために、鹿島に句碑や看板を建てて活動しているが、そのための行政財産使用許可を毎年申請しなければならない。それを５年に１回か、または自動継続にはならないか。 | ■可　能□対応済■今年度中□次年度以降□検討中□不可能□その他 | 市が保有する財産は、行政財産と普通財産に分類されます。行政財産は、庁舎などの「公用財産」や道路・河川などの「公共用財産」などがあり、その行政目的を遂行するために必要とする財産をいいます。一方、普通財産は、特定の行政目的のために必要としない財産で売払いや貸付の対象となります。従って、行政財産は行政目的で使用する財産ですので、使用許可はあくまで例外的なものです。また、許可期間は、なるべく短い期間とされていますので、松山市は規則で１年以内と定めています。そのため、水道や電気など日常生活に欠くことのできない事業以外の１年を超える許可や自動継続は難しい状況です。ただし、ご質問の申請地は、行政財産として長期使用を見込めない財産として、普通財産に変更できるため、次回の申請から、長期の使用を許可したいと考えています。 | 管財課今村　雅臣089-948-6946観光・国際交流課岡田　敏089-948-6556 |
| 4 | 北条北中学校南側の道路に、街路樹などを植えたり、道路に名前を付けるためには、どのような手順を踏めばいいのか教えてほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | ご質問の都市計画道路「土手内中西外線」は、平成２３年度に完成した幹線道路で、当時、街路樹を植えることへの反対がありましたので、皆さんの意向を反映し、結果的に街路樹のない通りになっています。この道路の整備は国の補助金を活用しており、舗装等を撤去した場合は、国への返還金が生じますので、新たに街路樹を植えることは難しいと考えていますが、快適で美しい道路環境づくりについて、まずは地元の皆さんの意見をまとめていただき、道路建設課までご相談ください。また、道路に名前を付けるためには、道路の清掃美化活動を実施する団体（ロードサポーター）として認定を受け、その活動を１年以上継続すると、活動区間の市道に地元町内会の同意を得た上で愛称名を付けることができますので道路管理課までご相談ください。【ロードサポーターの参加要件】・道路の愛護活動に意欲的な住民団体・学校・企業等の団体で、年４回以上の清掃美化活動等が実施可能であること・参加者が１５名以上であること・活動区間がおおむね１００ｍ以上の市道（緑地帯含む）であること | 道路建設課中村　寛089-948-6475道路管理課松田　孝弘089-948-6478 |
| 5 | 公園緑地課等で花の種子を配布しているが、ボランティアが種から育てるのは難しいので、苗を配布してもらうことはできないか。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | コミュニティモデル花壇は「花いっぱい運動」の一環で花や緑を「守り」「つくり」「育てる」ことを通して潤いや安らぎを感じる地域づくりを目指す事業で、現在約８０団体の皆さんが花壇づくりをされています。種から花を育てることで地域の皆さんが、より愛着を持っていただける花壇にできるのではないかと考えています。また、コミュニティモデル花壇の全てに苗を配布すると数万個が必要となるため、財政的な負担も考慮して配布していませんが、専門家が年２回、園芸教室を開催していることや花づくりボランティアの松山緑を育てる会のメンバーが育て方を指導・協力することもできますのでご利用ください。園芸教室・育て方指導のお問い合わせは、松山総合公園管理事務所（電話923-9439）へお願いします。なお、道路の清掃美化活動を実施する団体（ロードサポーター）に認定された団体の方には、その活動状況に応じて、苗等をお渡ししていますので、ご相談ください。 | 公園緑地課兵藤 一馬089-948-6854道路管理課門屋　充哲089-948-6471 |
| 6 | 北条辻河川横のガードレールの腐食について市役所に伝えているが、いつ工事が始まるのか。また、その道路入口にポールがあるが、色が剥げてしまっている。夜には散歩する人も多く危ないので、色を塗ってほしい。 | ■可　能□対応済□今年度中■次年度以降□検討中□不可能□その他 | ご質問の道路は農道であり、ご要望の箇所のガードレールの腐食と道路入口のポールについては、平成２８年７月及び９月に生活農道整備事業の申請をいただき現地調査を行いました。今年度は応急的な措置を行い、平成２９年度の予算で本格的な工事ができるよう検討していますので、ご理解をお願いします。 | 農林土木課森岡　幸男089-948-6573 |
| 7 | 空き地と空き家対策にはどのように対応しているのか教えてほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 空き地での生い茂った雑草に対し、景観が悪いことや防犯面で火災を心配する近隣住民からの苦情相談をいただいた場合、その都度、空き地の所有者等に除草等をお願いしています。また、平成２８年度からは、前年度中に苦情のあった空き地の所有者等に対して、雑草が生い茂る前の春期に、土地の有効活用など管理についての啓発文書を送付し、未然防止を図っています。空家対策としては、総合的かつ計画的に実施するため、空家対策計画を策定中であり、その中で所有者への意向調査を実施し、空家の有効活用についての協議を行い、具体的な対策を検討したいと考えています。　また、空家の管理に関する相談には、所有者特定に努め、状況を改善するよう助言や指導等を行っています。さらに、改善が図られない空家や倒壊の恐れのある空家などについては、特定空家として、空家等対策の推進に関する特別措置法に沿って対応を進めることにしています。 | 環境指導課井手　勝也089-948-6442住宅課越智　博英089-948-6787 |
| 8 | 若い人が、精神的に余裕がないのではないかと思うが、それについて行政としてどう考えているのか教えてほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、生活基盤を安定させ、精神的なゆとりにつながります。松山市は、市内の１２１の団体・企業と平成２８年１１月２日に「松山合同イクボス宣言」を行いました。このような団体・企業の取り組みが松山市全体のワーク・ライフ・バランス実現への意識を高めていくと期待しています。また、松山市男女共同参画推進センター（コムズ）では、「働きやすい職場づくり」をテーマに団体・企業へ講師を派遣する事業を行っており、こうした事業も職場環境の整備につながると考えます。 | 市民参画まちづくり課　乃万　菜花089-948-6330 |
| 9 | 若者はまちにどれくらいないと活性化できないなど、コミュニティが維持できる規模を松山市としてどう考えているのか教えてほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 平成２８年度のまちづくり協議会の事例発表等を行う「地域力パワーアップ大会」では、テーマを「若者の力で地域をおこす」とし、若者の地域コミュニティへの参画について発表や意見交換を行いました。その中で、子どものころから地域に関わる仕組みなど、若者の参画に期待を寄せる一方で、「若さは年齢ではなく心が若いかどうか」という意見もありました。コミュニティを維持するため、次の世代に引き継いでいくことは必要ですが、年齢に関わらず積極的に地域のまちづくりに参加することで、コミュニティを維持し、活力ある取り組みを行うことは可能であると考えています。 | 市民参画まちづくり課　網矢　宏明089-948-6963 |
| 10 | 　浅海地区の地域おこし協力隊の状況を教えてほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 地域おこし協力隊が平成２８年８月に着任して以降、浅海地区まちづくり協議会との協働を主な活動として、地域の行事に参加するなどしています。また、まちづくり協議会事務所での「リレー本棚」をスタートさせるなど、新たな視点により同地区の魅力向上に努めるとともに、ＳＮＳによる情報発信も行っています。今後も更なる地域の活性化に向け、地域に根付いた活動を行っていきます。 | 市民参画まちづくり課　大舘　隆史089-948-6963 |